平成２１年（フ）第８３４号
岡山県倉敷市児島小川４丁目５番36号
破産者　田川テキスタイル株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７３４号
北九州市門司区新門司３丁目67番地59
破産者　山下鉄工株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２０３号
北海道樺戸郡月形町1029番地24、申立時の住所北海道樺戸郡月形町1011番地
破産者　今出　博之
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成１９年（フ）第８４１号
岐阜市金町８丁目28番地　桜繊維ビル５Ｆ、開始決定時の住所岐阜市加納花ノ木町60番地
破産者　櫻井　弘藏
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１３６号
岐阜市白菊町２丁目47番地　グローブ106号室、開始決定時の住所岐阜市粟野西５丁目286番地
破産者　安田　　彰
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５６号
静岡県駿東郡清水町中徳倉28番地の３
破産者　株式会社かしまや
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９８５号
京都市右京区太秦東蜂岡町10番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市原町４丁目22番２―703号
破産者　有限会社銀河
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１９年（フ）第１６３号
広島県世羅郡世羅町大字津口397番地１
破産者　株式会社門田建設
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
熊本県八代市平山新町4921番地１
破産者　本村　慎一
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第５９号
熊本県玉名市横島町横島9003番地
破産者　亡小山百合子相続財産
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６号
長崎県対馬市豊玉町田824番地２、前住所福岡県太宰府市大佐野３丁目11番18―401号
破産者　小西　康宏
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
宮崎県西都市大字調殿393番地３　ＩＴＯコーポ101号、住民票上の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北4868番地２
破産者　植田　廣子
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３２号
宮崎市新別府町城元242番地
破産者　清山　清二
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４１１号
沖縄県那覇市長田２丁目８番６―102号エクセレンス長田
破産者　西銘　昭夫
1　破産債権の届出期間　平成23年３月23日まで
2　一般調査期日　平成23年４月27日午前11時
平成23年２月23日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１０１８号
名古屋市瑞穂区密柑山町１丁目５番地の８　スエルテタウンⅡ棟Ｄ号、開始決定時の住所愛知県大府市梶田町４丁目14番地の２
破産者　武元寿夫こと　金　　寿夫
1　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
2　一般調査期日　平成23年５月25日午前10時30分
平成23年２月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１９号
名古屋市瑞穂区密柑山町１丁目５番地の８　スエルテタウンⅡ棟Ｄ号、開始決定時の住所愛知県大府市梶田町４丁目14番地の２
破産者　武元　和子
1　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
2　一般調査期日　平成23年５月25日午前10時30分
平成23年２月23日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３号
山梨県笛吹市八代町南1228番地
破産者　雨宮　彰人
1　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
2　一般調査期日　平成23年５月26日午前11時15分
平成23年２月25日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７７２号
愛知県名古屋市南区要町３―３　レオパレスＫＡＮＡＭＥⅡ　107号室、開始決定時の住所東京都大田区大森西１―１―11　レオパレスＭＩＮＡＴＯ　101号室
破産者　北川　紀之
1　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
2　一般調査期日　平成23年４月25日午後４時
平成23年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部